

(別紙2) 審査の結果の要旨

氏名 佐藤 雄介

近世の朝廷は、江戸幕府による財政的基盤の保障や支援によってはじめて存立・存続することができた。本論文は、近世中後期（18世紀・19世紀前半）において、幕府による朝廷への財政的基盤の保障や支援がどのようになされ、どう変遷したかを具体的に跡づけたものである。

序章では、当該分野の先行研究を丁寧に整理し、その成果と課題を明らかにしつつ、朝幕関係史の基礎をなす重要な分野のはずなのに研究が著しく立ち遅れていることが指摘される。

第I部「十八世紀の朝廷財政と朝幕関係」では、十八世紀における朝廷財政のありようとその変遷を、幕府の意図とともに検討し、以下の点を解明する。①幕府は享保期以降、朝廷に無利子で取替金を貸与したが、それは京都所司代ら在京幕府役人が独自の財源・判断で柔軟に運用し、比較的手厚く支出していた。②しかし1771（明和8）年の儉約令で、幕府諸部局と同じように、朝廷への取替金も制限されるようになり、1778（安永7）年には禁裏料の物成との合計年額に上限を設ける定高制が天皇・上皇に配慮しつつ導入された。③この間、1773（安永2）～74年に朝廷の勘定方というべき口向の諸役人による不正が発覚すると、地下官人が務めていた口向役人に幕臣を送り込み、勘定所の監督を強化したが、これも他の遠国支配政策と通底する動向だった（第1・2章）。また御所の財政運営の構造についても、女院の事例によって基礎的な検討を加えている（第3章）。

第II部「十九世紀の朝廷財政と江戸幕府」では、第I部に引き続き、寛政期以降の動向を検討し、以下の点を明らかにする。①当初、定高制はうまく機能したが、寛政末年頃から光格天皇のもとで寺社への祈祷料が増加し、頻繁に和歌会等が催され、その後の貨幣改鑄によって物価が高騰し、吉凶事の多発により支出が急増したため、文政年間後期には破綻に瀕した。②幕府は定高制を墨守するのではなく、それとは別に足銀を出すことで柔軟に対応し、常に一定の財政支援や保障を与えた（第1・2章）。③定高の主な財源は、京都代官が管理する禁裏料の物成と同代官預諸渡銀であり、それらの出納や算用にも所司代などの幕府役人が深く関わっていた（第3・4章）。

終章では全体を総括し、幕府は朝廷が存続できるよう常に一定の財政保障・支援を与え続けたことを強調し、とくに1770年代前半頃を画期として朝廷財政が幕府財政の一部局化する傾向が顕著になり、財政面からみると幕末に向けて朝廷が幕府により一体化してゆくことを展望する。

本論文は、戦前・戦中以来、研究が著しく立ち遅れていた近世中後期の朝廷財政について、従来ほぼ未利用だった史料を丹念に分析し、江戸幕府の財政政策のなかに位置づけて論じたものであり、研究史の空白を埋める貴重な貢献と評価できる。ただし史料の制約のため分量的に物足りない面は否定できないが、この点は著者の今後の史料発掘や研究展開に俟つべきことであり、本審査委員会は上記の貴重な成果に鑑みて、本論文が博士（文学）の学位を授けるのに相応しいものであると結論した。